

立木公売の公告 (第 6 回)

【資格付き一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時
 - (1) 入札受付 令和7年12月23日(火) 9時45分～10時00分
 - (2) 開札 即時開札
2. 入札及び開札の場所 秋田森林管理署 会議室
3. 現地案内 別紙 現地案内日程表を御覧ください。
4. 公売物件
 - (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、物件番号、搬出期間は、別紙公売物件明細書及び公売物件一覧表のとおりです。
 - (2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますので御承知置きください。
 - (3) 引渡し期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。
5. 郵便入札
 - (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には資格付一般競争参加資格確認通知書の写し又は最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により令和7年12月22日(月)の17時00分までの必着とします。なお、指定日時までに到着しない場合は無効となります。
 - (2) 送付先は次のとおり
郵便番号 019-2601
住所 秋田県秋田市河辺和田字和田156-3
宛名 秋田森林管理署長
(入札書在中と朱書きしてください)
 - (3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。
6. 契約の締結期限 令和8年1月9日(金)までとします。
7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して、20日以内とします。
8. 代金の延納
 - (1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
 - (2) 延納利息は、法令の定めにより1.70%とします。
 - (3) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して20日以内とします。
(延納を認める対象は1件の売払代金が150万円以上の場合であり、延納期限は1件の売払数量が1千m³未満の場合は6ヶ月以内、1千m³以上の場合は10ヶ月以内とする。ただし、官収分のみであり、分収対象者へ納付する民収分の延納は認めません。)
9. 特約条項及び特記事項
 - (1) 全物件に該当するものは、別紙「特約条項及び特記事項(一般共通)」のとおり。
 - (2) 個別物件に該当するものは、公売物件明細書のとおり。
 - (3) 森林作業道及び集材路・土場作設に当たっては、別添の森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書等に基づき作設願います。

10. 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、以下の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 分取者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%）とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点での把握している数値であり、変動する場合があります。

1号物件 3.00%

11. 入札条件等

この入札に参加する者は、「立木販売に係る売買契約書案」及び「国有林野事業林産物売買契約約款」並びに入札条件等を熟覧の上、入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、以下の担当へ問い合わせ願います。

秋田県秋田市河辺和田字和田156-3
秋田森林管理署 業務グループ 経営担当
問合せ先 TEL 018-882-2311

令和7年12月3日

分任契約担当官
秋田森林管理署長 松浦 安剛

公 壳 物 件 一 覧 表 (立 木)

秋田森林管理署

※物件番号の括弧書きは再出品物件である。

別紙

現地案内日程表

1. 現地案内を希望する方は、次の日時までに経営担当まで御連絡ください。

1号物件：12月15日(月)午前中まで

2. 集合場所は改めてこちらから連絡させていただきます。

3. 参加人数によってはいくつかのグループに分けて案内することがあります。

(少人数で出来る限り短い時間のなかで案内させていただきますが、現地案内日を分けることはありません。)

物件番号	(管轄担当区) 物件所在地	契約関係	現地案内日時
1号	(千屋) 大又赤倉国有林2186ほ林小班外1	分収造林	12月16日 (火) 10:00~

秋田森林管理署 経営担当

TEL:018-882-2311

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

(別紙)

入札番号	1
国有林名	大又赤倉
林小班	2186ほ

(主要) 樹種径級別本数及び材積

樹種	秋田杉 一般材		秋田杉 低質材		ナラ 一般材		オニグルミ 一般材		ホオノキ 一般材		サクラ 一般材		その他広葉樹 一般材		その他広葉樹 低質材		
平均 (径級cm/樹高m)	30	17	8	6	26	10	40	20	26	16	24	17	30	16	8	6	
本数/材積	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	
10 cm以下			63	1.40												314	3.13
12 cm	52	2.60														18	0.72
14 cm	75	6.00														22	1.32
16 cm	69	7.59														17	1.53
18 cm	47	7.52														12	1.56
20 cm	64	13.44														11	1.98
22 cm	56	15.12													1	0.22	
24 cm	54	18.36							1	0.28	1	0.34	1	0.22			
26 cm	38	15.96			1	0.24											
28 cm	31	16.12													1	0.30	
30 cm	34	21.08							1	0.52					1	0.49	
32 cm	42	31.08													1	0.82	
34 cm	36	31.32													1	0.70	
36 cm	34	32.64															
38 cm	29	31.89															
40 cm	24	30.96					1	1.06									
42 cm	29	40.60															
44 cm	31	49.29															
46 cm	23	41.17													1	1.26	
48 cm	18	34.38															
50 cm	10	21.40															
52 cm	14	31.66															
54 cm	11	25.81															
56 cm	5	13.32															
58 cm	3	8.41															
60 cm	6	18.68															
62 cm以上	8	26.24															
計	843	592.64	63	1.40	1	0.24	1	1.06	2	0.80	1	0.34	7	4.01	394	10.24	

(主要) 樹種径級別本数及び材積

樹種															合計	
	平均 (径級cm／樹高m)															
本数／材積	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	合計	
10 cm以下															377	4.53
12 cm															70	3.32
14 cm															97	7.32
16 cm															86	9.12
18 cm															59	9.08
20 cm															75	15.42
22 cm															57	15.34
24 cm															57	19.20
26 cm															39	16.20
28 cm															32	16.42
30 cm															36	22.09
32 cm															43	31.90
34 cm															37	32.02
36 cm															34	32.64
38 cm															29	31.89
40 cm															25	32.02
42 cm															29	40.60
44 cm															31	49.29
46 cm															24	42.43
48 cm															18	34.38
50 cm															10	21.40
52 cm															14	31.66
54 cm															11	25.81
56 cm															5	13.32
58 cm															3	8.41
60 cm															6	18.68
62 cm以上															8	26.24
計															1,312	610.73

(別紙)

入札番号	1
国有林名	大又赤倉
林小班	2186ほ1

(主要) 樹種径級別本数及び材積

樹種	秋田杉 一般材		秋田杉 低質材		アカマツ 一般材		ナラ 一般材		サワグルミ 一般材		ホオノキ 一般材		イタヤカエデ 一般材		トチノキ 一般材		
平均 (径級cm／樹高m)	28	16	8	7	48	16	24	14	34	20	30	14	30	16	28	15	
本数／材積	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	
10 cm以下			110	2.40													
12 cm	63	4.40															
14 cm	117	11.51															
16 cm	93	12.97															
18 cm	92	17.24															
20 cm	85	20.83															
22 cm	54	16.92					4	0.86	2	0.58							
24 cm	66	25.74					4	1.06									
26 cm	47	22.50					4	1.28	1	0.39						1	0.33
28 cm	49	28.73					1	0.53	1	0.48							
30 cm	36	23.33							2	1.22	1	0.43	1	0.49			
32 cm	35	27.30														1	0.56
34 cm	35	32.20							3	2.29							
36 cm	53	54.06							2	1.65							
38 cm	34	40.12							2	2.11							
40 cm	32	40.50							1	1.06							
42 cm	26	38.22															
44 cm	23	36.57							1	1.41							
46 cm	15	25.50															
48 cm	13	24.83			1	1.48											
50 cm	7	14.28															
52 cm	13	30.07															
54 cm	9	22.79															
56 cm	7	17.79							1	2.36							
58 cm	1	2.48															
60 cm	1	3.14															
62 cm以上	7	26.30															
計	1,013	620.32	110	2.40	1	1.48	13	3.73	16	13.55	1	0.43	1	0.49	2	0.89	

(主要) 樹種径級別本数及び材積

樹種	その他広葉樹 一般材		その他広葉樹 低質材												合計		
	平均 (径級cm／樹高m)	26	14	10	9	(本)	(m ³)										
本数／材積	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	(本)	(m ³)	
10 cm以下			261	3.70												371	6.10
12 cm			22	1.32												85	5.72
14 cm			39	3.12												156	14.63
16 cm			27	2.97												120	15.94
18 cm			22	3.08												114	20.32
20 cm			18	3.06												103	23.89
22 cm	5	1.08														65	19.44
24 cm	9	2.34														79	29.14
26 cm	3	1.19														56	25.69
28 cm	3	1.26														54	31.00
30 cm																40	25.47
32 cm	2	0.94														38	28.80
34 cm																38	34.49
36 cm																55	55.71
38 cm	1	0.73														37	42.96
40 cm																33	41.56
42 cm	1	1.23														27	39.45
44 cm																24	37.98
46 cm																15	25.50
48 cm																14	26.31
50 cm																7	14.28
52 cm																13	30.07
54 cm																9	22.79
56 cm																8	20.15
58 cm																1	2.48
60 cm																1	3.14
62 cm以上																7	26.30
計	24	8.77	389	17.25												1,570	669.31

1号物件 位置図

美郷町浪花字大又赤倉国有林
2186林班ほ小班外1

面 積 3.64 ha
伐採種 皆伐

$$\frac{1}{20,000}$$

20,000

2184

2185

2186

2187

2188

2189

2190

2195

凡 例

物件位置

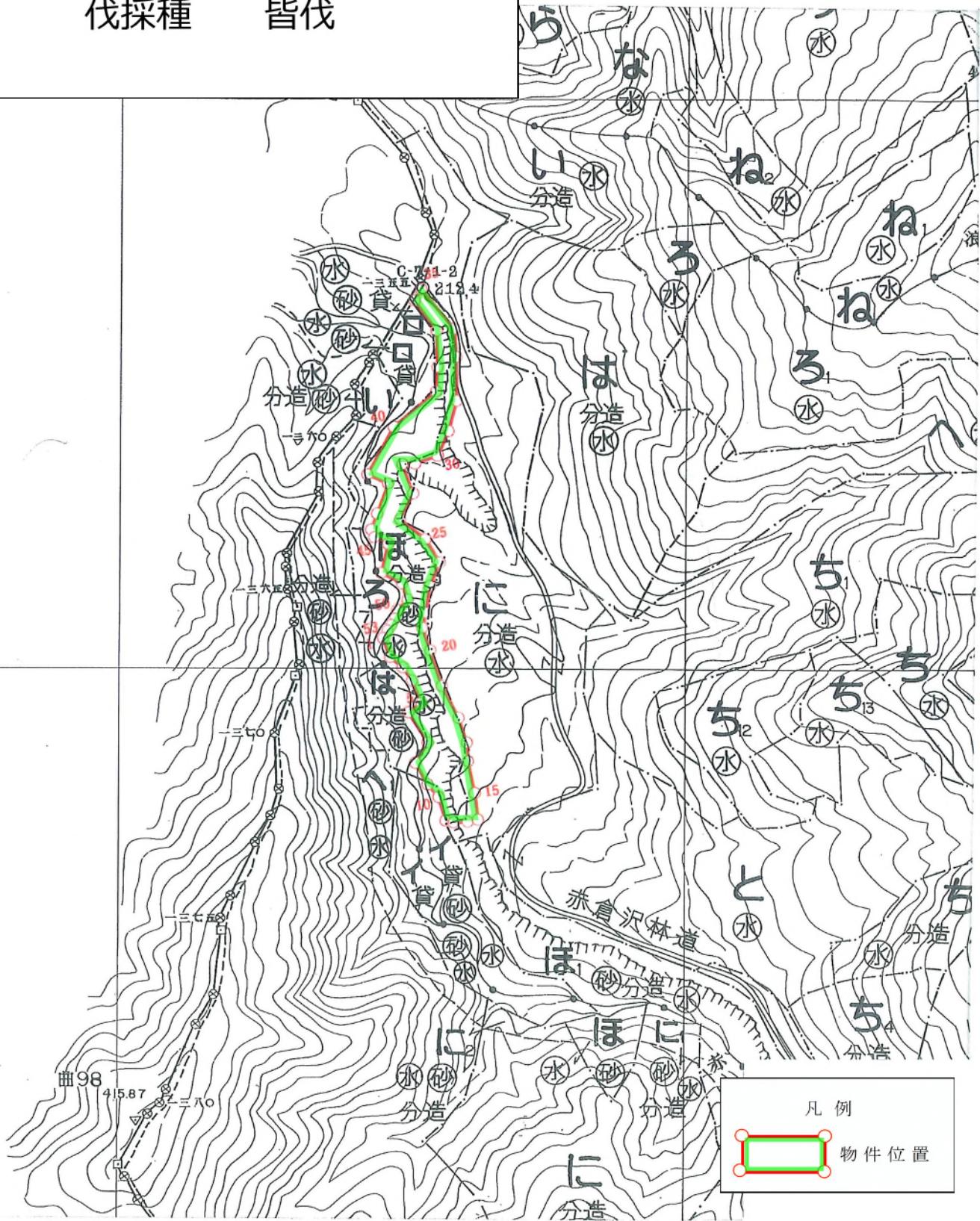
1号物件 位置図

美郷町浪花字大又赤倉国有林

2186林班ほ小班

面 積 1.74 ha

伐採種 皆伐



1号物件 位置図

美郷町浪花字大又赤倉国有林

2186林班ほ1小班

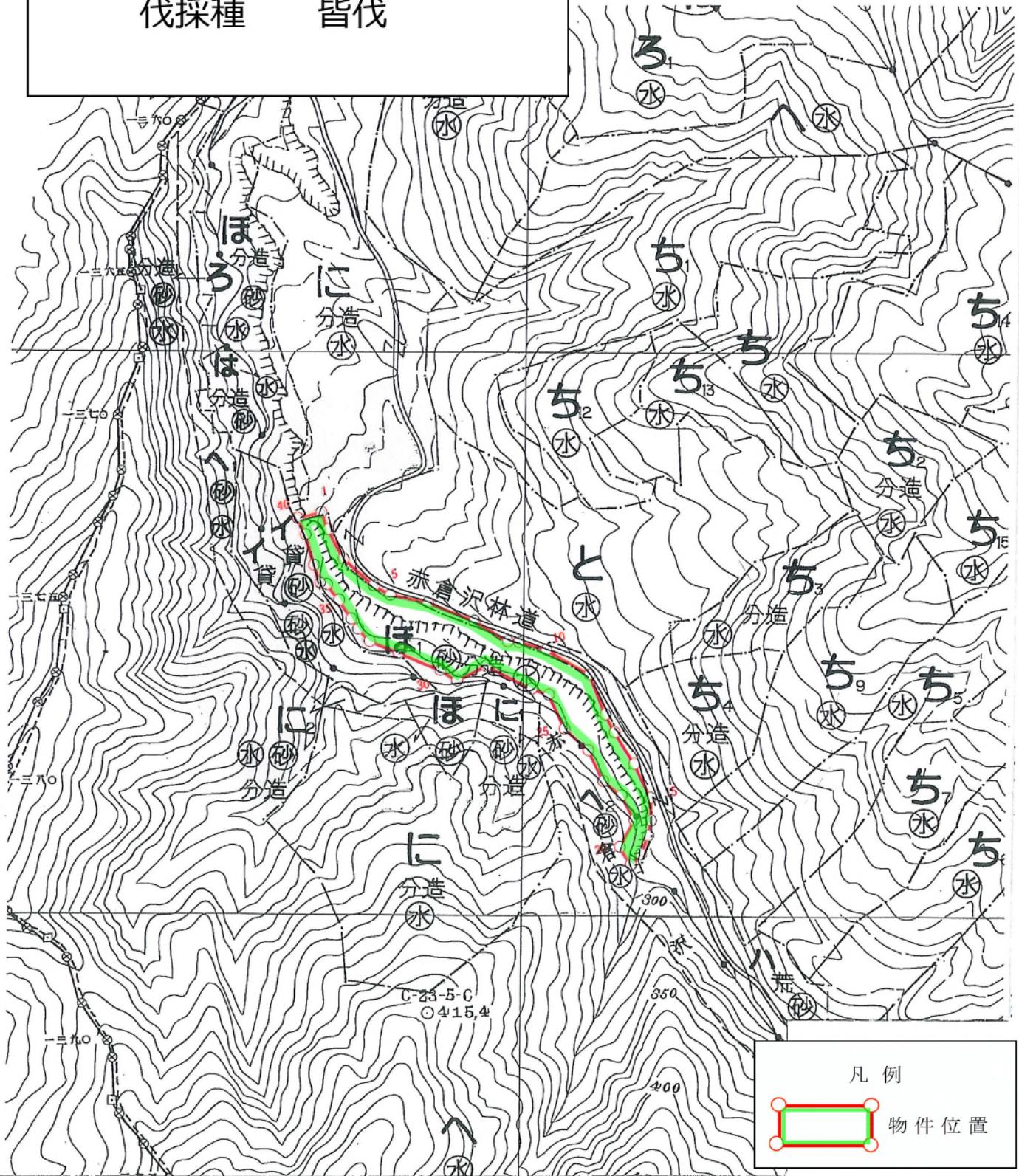
面 積 1.90 ha

伐採種 皆伐

方 位

縮 尺

S=1/5,000



凡 例



物 件 位 置

1. 物件の区域及び伐採木等については、誤伐の未然防止に努め、買受者の責任において、事業従事者への周知徹底を確實に図ること。不明な箇所については、必ず管轄の森林官に確認すること。
2. 物件箇所の収穫区域標示及び「収測番号札」が貼ってある立木については、損傷及び伐倒をしないよう着手前に確認すること。ただし、官民界沿いなどで公売物件の販売対象木に収穫区域標示を行っている場合は伐倒及び搬出は可能であることから、管轄の森林官に確認すること。
3. 保安林内で搬出路や土場を作設する場合は、予め森林事務所へ「作業仕組承諾書」を提出し、保安林協議が整ってから作業に着手すること。
4. 砂防指定地内で支障木の伐採又は搬出路や土場を作設する場合は、必要な手続をしてから作業に着手すること。
5. 特定盛土等規制区域内では、宅地造成及び特定盛土等規制法を遵守し、規制対象行為を行う場合は、必要な手続をしてから作業に着手すること。
6. 森林作業道及び集材路・土場作設に当たっては、「森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書」等を遵守すること。
7. 森林管理署長は、買受者による確認を受けた森林作業道及び集材路・土場の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受者の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、買受者は森林管理署長の命に応じ、必要な措置を講じること。
8. 物件の伐採・搬出に際しては、河川の水質を汚濁しないよう河川の横断には仮設橋や管理設など特段の注意を払い、伐採搬出終了後は、管轄の森林官の指示に従い、後片付けを実施すること。
9. 沢縁、土場敷並びに林道沿線には、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に整理し、搬出時には汚濁水を流さないよう搬出路には水切り等の処置を行うこと。
10. 間伐物件については、販売対象外の立木は損傷しないようにすること。
11. 物件の搬出に際しては、貸付契約地も含めて境界標識や看板等の構造物を損傷しないよう注意を払い、損傷した場合は直ちに管轄の森林官へ届出し、管轄の森林官及び森林管理署の指示のもと、買受者の責任で処理すること。また、その処理費用については、買受者の負担とすること。
12. 物件の搬出に際し、国有林以外の民有地等を通行・土地使用する場合は、買受者が借上げ及び協議等を行うこと。
13. 物件の伐採・搬出等に伴う支障木が発生した場合、速やかに管轄の森林官と協議をすること。なお、支障木の搬出期限については、当該物件の搬出期限と同一とする。
14. 公売物件の販売対象木は、全て伐倒し搬出すること。やむを得ず物件を放棄する場合は、管轄の森林官と現地確認をし、協議すること。
15. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示にしたがうこと。
16. 分収造林、分収育林及び官行造林の民収分の納付は、国有林野事業林産物売買契約款第 52 条に基づき買受者が納付すること。これに伴い発生する振込手数料等については、買受者の負担とする。
17. 林業における労働災害の防止の観点から、立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を森林管理署から労働基準監督署へ情報提供し、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合がある。

特約事項（アフリカ豚熱）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

のことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業林産物売買契約約款第14条により対応する。

林野火災防止に関する特約事項

1 買受者は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。

- ① 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
- ② 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。
- ③ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。
- ④ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。
- ⑤ 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。

2 買受者は、1の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

分収金に関する特約事項（分収育林、分収造林及び官行造林）

- 1 分収木の買受者は、分収木の売買代金について次により支払い又は供託してください。
 - (1) 国に支払う代金（以下、「官収分」という。）は、国の発行する納入告知書により納付してください。
 - (2) 分収権者に支払う代金（以下、「民収分」という。）は、各分収権者が指定する金融機関の口座に振り込みしてください。
なお、分収権者が行方不明等の理由により供託する場合は、国の指定する供託所に供託してください。
- 2 買受者が契約条項に違反して契約に至らず、または契約を解除した場合の違約金等については、国と分収権者が分収することとします。
- 3 売払代金の延納は、官収分についてのみ認めるものとし、民収分については現納とします。
- 4 売払立木の搬出延期料が発生した場合は、間伐の物件については国及び分収権者に、皆伐の物件については国に納付してください。
- 5 買受者は金融機関の発行する振込証書の写しを提出してください。供託する場合は、供託に伴う法務局への払込済の供託書正本の写し又は日本銀行の受領印のある供託書正本の写しを提出してください。